

- 企業の国内回帰やマザー工場化に奨励金を交付！
- 固定資産税・都市計画税相当額(土地・家屋・償却資産)を3年間助成！



名称		国内投資促進奨励金
認定要件	対象業種	製造業
	対象事業	<p>【国内回帰】 海外の生産機能を市内に移すための設備投資                      例① 自社の海外製造拠点を市内に移転                      例② 他社が海外調達している部品を国内から調達するよう見直し。他社の依頼を受けて、新たな調達先として、市内に製造所を整備                      その他、海外から調達している製品等を市内で内製化するための投資も対象</p> <p>【マザー工場化】 マザー機能※を備えた市内製造拠点整備のための設備投資                      ※マザー機能: 研究開発機能、又は他の生産拠点に対して技術面等の支援をおこなう機能                      例 市外にある自社の製造拠点を市内へ集約し、マザー機能を備えた製造拠点として整備</p>
	固定資産投資額	大企業 20億円以上 , 中小企業 5億円以上
	その他要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全対策, 災害防止対策について適切な措置が講じられていること</li> <li>・原則, 工事に着手する日までに認定を受けていること</li> </ul>
奨励金	算式	初年度から3年間 固定資産税・都市計画税相当額(土地・家屋・償却資産)の100%×3年間
	限度額	5億円 (3年間の合計額の限度額)

### ■ 国内回帰

① A社が自社の海外製造拠点を倉敷市内に移転



② C社が調達先をB社海外製造拠点からA社に切替。A社は、製造所を倉敷市内に新設



### ■ マザー工場化

製造拠点を倉敷市内へ集約し、マザー工場として整備



お問い合わせ先

倉敷市 商工課  
 水島港振興室  
 〒710-8565  
 倉敷市西中新田640  
 ☎ 086-426-3408  
 FAX 086-421-0121  
 port-mz@city.kurashiki.okayama.jp

